

大阪府共募※事務局情報※No.170(改訂版3)

(2017.02.21)

「平成28年熊本地震義援金」の募集について

1 趣旨

平成28年4月14日に熊本県内において地震が発生し、県民の生活を脅かし、また多数の住民に大きな被害をもたらしている。このことにより熊本県全市町村において救助を必要とすることから災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

平成28年熊本地震義援金

3 受付期間

平成28年4月15日(金)から平成30年3月31日(土)まで

4 義援金受入れ口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 名義等 |
|--------|----------------|-----------------|-----------------|
| 肥後銀行 | 水道町支店 | 普通預金 1281400 | 社会福祉法人熊本県共同募金会 |
| 熊本銀行 | 花畑支店 | 普通預金 0025449 | |
| ゆうちょ銀行 | 00950-2-174321 | | 熊本県共同募金会熊本地震義援金 |

※ 全国の地方銀行協会及び第二地方銀行協会加盟の銀行等の窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。備考欄に「熊本地震義援金」とご記入ください。

※ 全国のゆうちょ銀行の窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。窓口にて「熊本地震義援金」である旨をお申し出ください。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象となる。

ただし、①の場合は、振込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、本会の「平成28年熊本地震義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要となる。

6 義援金の配分

熊本県共同募金会でとりまとめた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、熊本県共同募金会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者へ配分されます。

7 その他

義援金のみ取り扱うこととします。